令和7年度 福岡市公共交通不便地対策事業 (オンデマンド交通) 公募要綱

令和7年10月8日

(令和7年10月15日修正)

福岡市

目次

第	1章	事業概要	. 1
	1.	事業の名称	. 1
	2.	事業の趣旨	. 1
	3.	事業対象区域	. 1
	4.	業務内容	. 2
	5.	本市との協定関係	. 2
	6.	事業期間	. 2
	7.	事業スケジュール	. 2
	8.	提案事項	. 3
第	2章	ひ募手続き等に関する事項	. 5
	1.	応募資格	. 5
	2.	公募の日程	. 6
	3.	応募手続き	. 6
	4.	最優秀提案者の選定	10
第	3章	業務内容	13
	1.	最優秀提案者選定後の流れ	13
	2.	業務内容	14
	3.	補助金	14
第	4章	こ その他の事項	15
		留意事項	
		構成員の追加・変更	
		事業の継続が困難となった場合における措置	
		疑義対応	
		管轄裁判所の指定	
	6.	その他	
	7	事務局	1 5

添付資料一覧

別紙1

要求水準書

別紙 2	評価項目及び配点表
別紙3	提案様式
別紙4	覚書(案)
別紙 5	事業協定書 (案)
	様式一覧
様式1-1	応募申込書
様式1-2	応募者構成兼委任状
様式1-3	誓約書
様式1-4	役員名簿
様式1-5	資本関係調書
様式1-6	人的関係調書
様式2-1	企画提案書提出届
様式2-2	企画提案書(別紙3 提案様式参照)
様式2-3	初期経費に係る提案価格書
様式2-4	運行経費に係る提案価格書
様式2-5	初期経費及び運行経費内訳書
様式3-1	公募説明会参加申込書
様式3-2	質問書
様式3-3	応募辞退届
	参考資料一覧
参考資料1	福岡市生活交通確保に係る事業提案評価委員会 設置要綱
参考資料2	福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議 設置要綱
参考資料3	福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱
参考資料4	福岡市生活交通確保の手引き
参考資料 5	事業対象区域の地図
参考資料6	応募提出書類一覧

第1章 事業概要

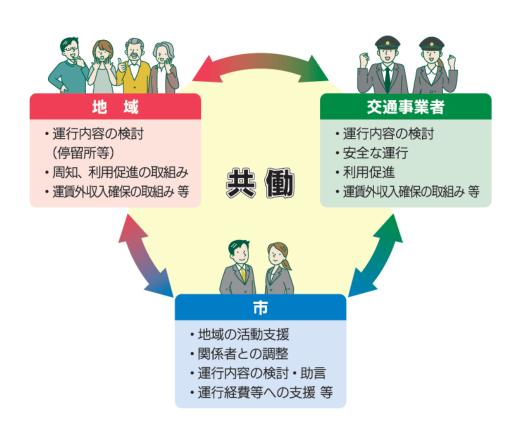
1. 事業の名称

事業の名称は、「福岡市公共交通不便地対策事業 (オンデマンド交通)」(以下「本事業」という。) とする。

2. 事業の趣旨

福岡市では、高齢化の進展などに伴い買い物や通院など日常生活に欠かすことのできない生活 交通の確保が重要となっており、公共交通不便地等における支援制度を強化し地域の実情に応じ た持続可能な生活交通確保に向けた取組みを、地域や交通事業者、福岡市の三者で共働して進め ることとしている。

本事業は、公共交通不便地等において、地域と福岡市において検討した運行計画(素案)について、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱に基づく支援により、事業者が持つ多様な技術等を活用し、既存の公共交通と調和したうえで、オンデマンド交通を活用した運行を行う、地域に根差し、主体的な取組みを行う交通事業者を募集し、持続可能な生活交通の確保を行うもの。



3. 事業対象区域

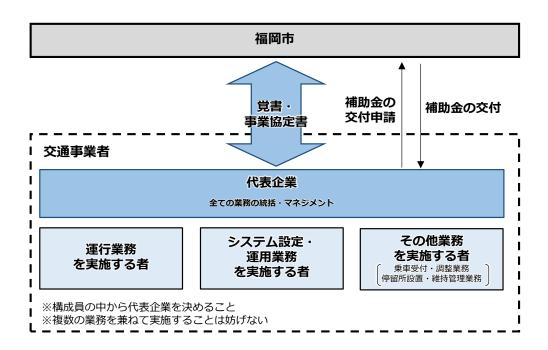
- (1) エリア①東区
- (2) エリア②南区
- (3) エリア③中央区・城南区
- (4) エリア④城南区

4. 業務内容

第3章を参照すること。

5. 本市との協定関係

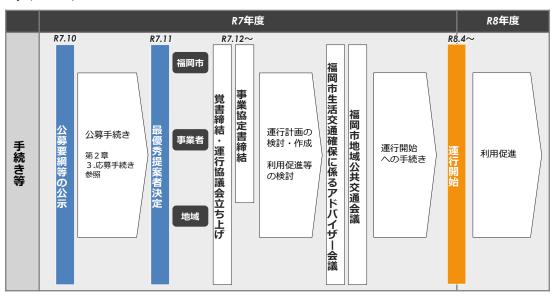
取組みにあたって、交通事業者は本市及び地域と覚書【別紙4】を締結のうえ、本市と事業協定 書【別紙5】を締結する。



6. 事業期間

運行期間は最長3年間(目標収支率20%を達成した場合、最長5年間)

7. 事業スケジュール



※運行開始は令和8年4月を目途とする。

8. 提案事項

提案にあたっては、「本章 3. 事業対象区域」より、応募者自らが提案エリアを個別または複数選択し、要求水準書【別紙1】を踏まえ、選択したエリアごとに以下の項目に沿った提案を行うこと。

(1) 実施体制

①実施計画・体制

- ・本事業の趣旨に基づき、市や地域と共働で主体的に取り組む計画を提案すること。
- ・安定的かつ地域に根差した運行が可能な体制を示すこと。

②安全性確保

・乗務員管理や緊急時対応、要望・苦情対応に対する考えや体制を示すこと。

③事業性確保

- ・運賃外収入確保と経費削減の取組みを提案すること。
- ・継続的な取組みの実現に向けた体制を示すこと。

④システムの特徴・仕様

・利用者の状況や需要に応じた運行の効率化、停留所の追加対応など拡張性をもったシステム構築について提案すること。

⑤システムの実績

・類似事業の実績を示すこと。

(2) 利便性向上

①乗車受付

・利用しやすい乗車受付方法を提案すること。

2)決済

・利用しやすい決済方法を提案すること。

③車両

・事業区域の地理特性や道路状況を踏まえ、利用者の利便性や快適性を加味し適切な車両を提案 すること。

4利便性向上策

・利便性向上策を提案すること。

(3) 利用促進

①利用促進策

・認知度向上の取組み等による利用促進策を提案すること。

②利用の把握・分析

運行改善に向け、分析等に必要な項目と把握の手法などを提案すること。

(4) 価格

・「初期経費」および「運行経費」を提案するとともに(様式2-3、様式2-4)、積算根拠資料

として、その内訳書(様式2-5)を提示すること。

・参考資料として、「システム改修経費」、「利便性向上・利用促進等経費」の積算資料を提示すること。

第2章 公募手続き等に関する事項

1. 応募資格

(1) 応募者の構成等

1) 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業(法人)による構成員で構成し、 構成員の中から代表企業を定めること。応募及び本事業に必要な諸手続き等は、代表企業が実施 するものとする。

2) 複数区域の応募

応募者が、「第1章 3.事業対象区域」に示す区域において、複数のエリアを選択し、応募することは妨げない。ただし、可能な限り同一の構成員とならないよう努めること。

3) 構成員と業務の関係性

構成員が、本事業にて実施する業務のうち複数の業務を兼ねて実施すること、もしくは1つの 業務を複数の構成員で実施することは妨げない。

4) 他の応募者との関係性

構成員は、同一エリアにおける他の応募者の構成員と、下記の資本関係又は人的関係にない者とする。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号。以下同じ。)第2条第3号及び会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号。以下同じ。)第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。)が会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下同じ。)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号。以下同じ。)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は 民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項 の規定に基づき選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 応募者の備えるべき応募資格

1) 共通の応募資格

応募者は次の各号の全てに該当する者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- ②本公募要綱公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止

等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がないこと。

【競争入札参加資格停止措置及び排除措置一覧 URL】

https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/04.html

- ③本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例(平成22年条例第30号。以下同じ。)第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2) 運行業務を行う者の応募資格

- ①福岡市内に本店又は支店、営業所等の拠点を有すること。
- ②道路運送法第3条第1号に定める一般旅客自動車運送事業の許可を有する交通事業者であること。
 - 注1) オンデマンド交通の運行にあたっては、通常、道路運送法第4条に基づき、一般乗合旅 客自動車運送事業の許可を必要とするが、本事業における実証運行時は、同法第21条 に基づく運送も考えられることから、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅 客自動車運送事業者による応募も可とする。

2. 公募の日程

<事業提案募集の流れ>※日程は変更となることがあります。

公募説明会参加申込締切 令和7年10月14日(火)17時まで

評価委員会(プレゼンテーション・質疑応答) 令和7年11月下旬予定

最優秀提案者決定の通知 令和7年11月下旬予定

3. 応募手続き

(1) 公募要綱等の公示

公募要綱を含む公募資料一式(以下「公募要綱等」という。)については本市のホームページからダウンロードすることができる。なお、事務局では配布していない。

(2) 公募説明会

本公募に関する説明会を次のとおり実施する。参加する場合は令和 7 年 10 月 14 日 (火) 17 時までに、「公募説明会参加申込書」(様式 3-1)を電子メール若しくは FAXで「第 4 章 7. 事務局」へ提出し、提出した旨を電話で連絡すること。また、参加にあたってはこの公募要綱等を持参すること。説明会においては質疑応答の時間は設けず、「(3) 質問書」における書面でのみ受け付けるため留意すること。

なお、公募説明会に参加しなくとも本公募に応募することは可能であり、参加しないことにより審査が不利になることはない。

- 1) 日 時:令和7年10月15日(水)14時から
- 2) 方 式:対面及び会議サービス「Teams」などを用いたオンラインのハイブリッド方式
- 3)会場: TKPエルガーラホール 7階 多目的ホール (福岡市中央区天神1丁目4番2号)
- 4) 参加者:1社あたり2名または2アカウントまでとする。
 - ※オンラインでの参加を希望する者へは、公募説明会参加申込書に記載された連絡先へ電子 メールで参加方法を案内する。
 - ※参加者側で必要な機材 (PC等) の準備を行うこと。

(3) 質問書

公募要綱等に記載された内容に関する質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

1) 提出期限·方法

令和 7年 10 月 17 日 (金) 17 時までに、「質問書」(様式 3-2)を電子メール若しくは FAXで「第 4 章 7. 事務局」へ提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

2) 回答

質問に対する回答は、令和7年10月24日(金)17時までに福岡市ホームページ内の下記に掲載する。

[掲載場所]

HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答 http://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

(4)企画提案書

企画提案書は、下記のとおり提出すること。

- 1)提出期限
 - 令和7年11月11日(火)17時必着
- 2) 提出場所

「第4章 7.事務局」を参照すること。

3)提出方法

持参又は郵送

- 注1) 持参による場合の受付時間は、10 時~17 時とする(土日祝日を除く)。
- 注2) 郵送による場合は、特定記録郵便又は簡易書留とすること。

4)提出書類

- ① 応募申込書(様式1-1)
- ② 登記事項証明書(法人)
 - 注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること (履歴事項全部証明書でも可)。
- ③ 市町村税を滞納していないことの証明書
 - 注1)福岡市内に本店又は支店、営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
 - 注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で市町村税の滞納がない ことが確認できるものを提出すること。
- ④ 応募者構成兼委任状(様式1-2)
- ⑤ 誓約書(様式1-3)
- ⑥ 役員名簿(様式1-4)
 - 注1) 代表者及び役員の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
 - 注2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ 照会することに使用する。
 - 注3)役員とは、監査役(常勤・非常勤問わず)や社外取締役・社外監査役も含む、現 在事項全部証明書に記載のある全ての者を指す。
- ⑦ 資本関係調書(様式1-5)
- ⑧ 人的関係調書(様式1-6)
- ⑨ 直近3年分の決算の財務諸表の写し
 - 注1) 法人の場合は、直近3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、 販売一般管理費明細書の写しを提出すること。
- ① 会社概要
 - 注1)会社案内等、概要が分かるパンフレットでも可とする。
 - 注2) 一般旅客自動車運送事業者の許可証の写しを提出すること。
- ① 会社定款
- ② 企画提案書提出届(様式2-1)、企画提案書(様式2-2、提案様式【別紙3】)
 - 注1) 正本には、応募者名(企業名)を記載して作成する。副本は、全体にわたり応募 者名(企業名)がわからないようにすること。
 - 注2) 提案様式【別紙3】に基づき、A4横版、横書き、片面印刷、フォントサイズは 11pt 以上で作成し、提出にあたってはクリップ留めとすること。既存様式に ページを追加してもよいが、提案枚数は総数 20 ページ以内とすること。複数の 事業区域において提案を行う場合は、それぞれの区域について作成すること。
 - 注3)様式内に注記している添付資料についても、必要に応じて提出すること。
- ③ 初期経費に係る提案価格書(様式2-3)
- ⑭ 運行経費に係る提案価格書(様式2-4)
- ⑤ 初期経費及び運行経費内訳書(様式2-5)
- ※上記の書類のうち、②、③については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出するこ

と。

※事業者グループとして申込みを行う場合は、②、③、⑤~⑪はグループ内の事業者分も提出 すること。

- 5) 提出部数
 - ・①~⑤の正本:1部
 - ・ ⑫の副本: 2部
- 6) 電子データの提出
 - ①各様式の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、1部提出すること。
 - ②電子データの保存形式は、Microsoft Word データについては「*. docx」、Microsoft Excel データについては「*. xlsx」、Microsoft PowerPoint データについては「*. pptx」とすること。
 - ③各様式・添付資料をすべて PDF 形式で保存し、添付すること。なお、電子データ化にあたり、検索機能が利用できる形式とすること。
 - ④企画提案書については正本と副本の双方のデータを提出すること。
- 7) 提出書類の取り扱い
 - ①提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字の場合は、この限りではない。
 - ②提出書類は返却しない。なお、提出書類は、選定に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で使用しないものとする。ただし、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など)を除き、原則公開の対象となる。
 - ③提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがある。
 - ④選定された提案は、福岡市や地域住民等関係者との協議により、内容の変更を求めることがある。

4. 最優秀提案者の選定

(1) 評価の体制

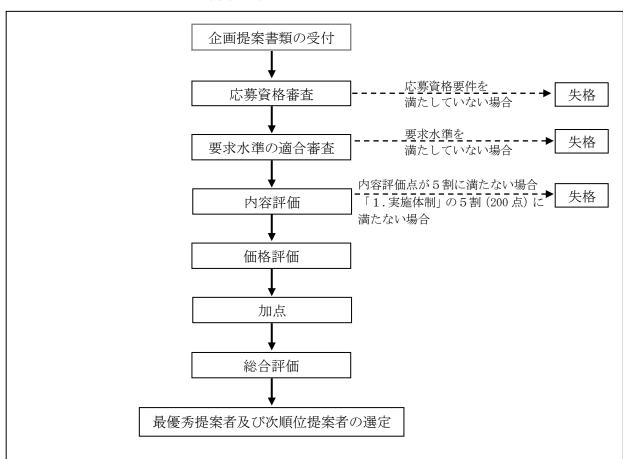
本市は、各応募者の提案内容に対する評価を行う提案評価委員会を設置している。提案評価委員会の委員は下表に示すとおりである。

氏名				役職	
1	委員長	稲永 健太	:郎	九州産業大学 理工学部 情報科学科 教授	
2	副委員長	松永 千晶	ı	福岡女子大学 国際文理学部 環境科学科 准教授	
3	委員	藤田 和子	•	公認会計士・税理士	
4	委員	小林 由希	子	市民局コミュニティ推進部長	
5	委員	松岡 淳		住宅都市みどり局都市計画部長	

(表2-1)提案評価委員名簿(敬称略)

(2) 提案の審査及び最優秀提案者の決定の方法

提案の審査及び最優秀提案者の決定の方法は、以下のとおりである。



(図2-1) 最優秀提案者選定のフロ一図

1) 応募資格審査

本市は、提出書類をもとに、応募者が「本章 1.(2) 応募者の備えるべき応募資格」に 示す応募資格を満たしているか審査する。なお、本市は、提出書類を審査した上で必要がある と判断した場合、提出書類の補足若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

応募資格を満たしていない場合は、失格とする。なお、応募資格審査の結果は、提案審査に 反映するものではない。

2) 要求水準の適合審査

本市は、応募者から提出された企画提案書に記載された内容が要求水準を満たしているか審査する。なお、本市は、提出された企画提案書を確認したうえで必要があると判断した場合は、応募者に文書で質問し、回答を求めることがある。

要求水準を満たしていない場合は、失格とする。

3) 内容評価

応募資格及び要求水準を満たしている応募者については、提案評価委員会において、評価項目及び配点表【別紙2】に基づき提案内容の評価を行う。

日程については、令和7年11月下旬を予定しており、実施日時等を別途通知する。審査の順番は、応募者数が少ないエリアから順に審査を行うことを基本とする。

応募者は、提出した企画提案書の内容について提案評価委員会においてプレゼンテーションを行い、評価委員からの質疑に対し応答を行うこと。

また、プレゼンテーションにあたっては下記の点に留意すること。

- ・プレゼンテーションは、本事業を主に実施する担当者が行うこと。なお、事前に提出した 企画提案書をもとに行うため、当日の資料の追加・持ち込み等は認めない。
- ・プレゼンテーションに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなす。
- ・出席者は1社につき2名までの参加とする。
- ・スクリーン、プロジェクターが必要な場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。 内容評価点が5割に満たない場合、または「1.実施体制」が5割(200 点)に満たない場合は失格とする。

4) 価格評価

本市は、応募者から提出された「初期経費に係る提案価格書(様式 $2-\frac{3}{2}$)」及び「運行経費に係る提案価格書(様式 $2-\frac{4}{3}$)」より提案価格の評価を行う。

提案価格の評価点は、下記の算定方法により算出する。

価格評価点 = 最低価格 \div 提案価格 \times × 配点 (小数第1位以下、四捨五入) ※提案価格 = 初期経費 + 運行経費(年間) × 3 年

5) 加点項目

多様な事業者の参画機会を創出することを目的として、下表に示す点数を加算する。

最優秀提案となった数	割合	加算点
0	1.0	50.0 点
1	0.5	25.0 点
2	0. 25	12.5 点
3	0	0 点

※同一の構成員(「マネジメント業務」及び「運行業務」、「システム設定・運用業務」を対象)による 応募に対し割合を乗じるものとし、同一資本の企業は同一構成員として見なす。

6)総合評価

本市は、各応募者の内容評価点及び価格評価点の合計点数に加点項目を加えた点数を「総合評価点」とし、それが最大となった提案を最優秀提案とし、「最優秀提案者」を選定する。また、次点の者を「次順位提案者」とする。

総合評価点が同点の場合は、「内容評価」の評価点が高い者を上位とし、同点の場合は、「1. 実施体制」の評価点が高い者を上位とする。

応募者が1者の場合、内容評価点の5割(400点)かつ「1.実施体制」の5割(200点)を 満たしていれば最優秀提案者とする。

(3) 選定結果の公表等

選定結果は、提案評価委員会実施の4営業日後の17時までに応募者の代表企業に対して書面により通知するほか本市ホームページで公表する。なお、結果に関する異議は一切受け付けない。 公表内容は、以下のとおりとする。

- 最優秀提案者及び次順位提案者
- ・最優秀提案者の提案内容

なお、市及び地域との覚書締結までに最優秀提案者が以下の事由に該当する場合は、次順位提 案者を最優秀提案者とする。

- ・最優秀提案者が、本公募要綱に記載する応募資格を満たさないと本市が判断した場合。
- ・最優秀提案者の提案内容が、公募要綱等に記載する条件等を満たさないと判明した場合。
- ・本事業の実施に必要な協議及び手続きが整わなかった場合。

(4) 応募辞退

企画提案書提出後に応募を辞退する場合は、令和 7 年 11 月 14 日 (金) 17 時までに、「第 4 章 7. 事務局」へ辞退届(様式 3-3)を持参または郵送で提出すること。なお、すでに受領した書類は返却しない。

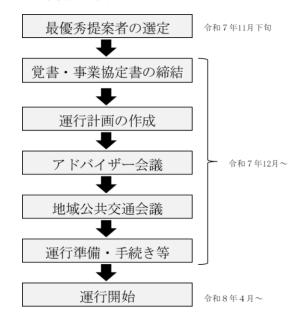
(5) 留意事項

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、評価委員等に対する不正な行為が確認された場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

第3章 業務内容

1. 最優秀提案者選定後の流れ

(図3-1) 最優秀提案者選定後のフロー図



(1) 覚書・事業協定書の締結

最優秀提案者は、本市及び地域と覚書【別紙4】を締結する。覚書締結後は、最優秀提案者は事業者となる。締結に至らない場合は次順位提案者と締結手続きを行う。

覚書締結後、事業者は本市と事業協定書【別紙5】を締結する。

(2) 運行計画の作成

事業者は、地域と本市の三者で構成される「運行協議会」において、提案内容をもとに運行内容 や利用促進策の検討を行い、本市及び地域、関係機関等と協議のうえ「運行計画」を作成する。

(3) アドバイザー会議

運行協議会において作成した「運行計画」について、「福岡市生活交通確保に係るアドバイザー会議(参考資料2)」で広く専門的かつ客観的な視点から意見を聴き、運行計画への反映について検討を行う。

なお、運行開始後においても、適宜、本アドバイザー会議を開催し、事業の継続や運行内容の見 直しに係る助言などの意見を聴取することがあるため留意すること。

(4)地域公共交通会議

(3) の後、運行計画を福岡市地域公共交通会議に付議し、協議を調える。

(5) 運行準備・手続き等

道路運送法等関係法令の規定に基づく許認可申請や停留所設置の手続きを行うとともに、システム設定など運行開始に向けた準備や地域住民への周知等(広報活動、説明会など)を行う。

(6) 運行開始

(5) の手続きののち、実証運行を行う。

目標収支率達成に向け、多くの人に利用されるよう、提案内容に基づき、周知・利用促進、利便性の向上に取り組むほか、適宜、運行協議会等において利用状況の共有を行い、運行に関する課題を抽出のうえ改善に向けた取組み、また運賃以外の収入確保の取組みを行う。

目標収支率 20%を達成した場合は本格運行へ移行し、引き続き、周知・利用促進、利便性向上に取り組むとともに、インセンティブ制度も活用しながら、地域に根差した生活交通となるよう取り組みを継続すること。

なお、本格運行において、運行業務を行う者にあたっては、道路運送法第4条に基づく「一般乗 合旅客自動車運送事業」の許可を取得すること。

2. 業務内容

事業の実施にあたっては、要求水準書【別紙1】を踏まえ、下記に示す業務を行うこと。

(1) 共通業務

- 1) 事業マネジメント
- 2) 利用促進業務

(2) 個別業務

- 1) 運行業務
- ① 運行
- ② 車両管理
- ③ 運行手続き
- 2) システム設定・運用業務
- ① システム設定
- ② システム運用
- 3) その他業務
- ① 乗車受付·調整業務
- ② 停留所設置·維持管理業務

3. 補助金

本市は、事業協定書【別紙5】を締結した事業者を対象に、「福岡市公共交通不便地対策補助金 交付要綱(参考資料3)」に基づき補助金を交付するため、事業者は本市に対し補助金交付申請を 行うこと。

第4章 その他の事項

1. 留意事項

- (1) 提案にかかる一切の費用は、応募者が負担するものとする。
- (2) 書類提出にあたり使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号。)に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止とする。
- (4) 本事業の遂行上知り得た情報を本事業以外の目的に利用してはならず、漏らしてはならない。本事業の終了等により、その者が本事業に携わらなくなった後も同様とする。

2. 構成員の追加・変更

構成員の追加または変更を求めるときは、その追加・変更により提案内容の履行に支障がでるものではなく、また利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれる場合又はやむを得ない事情がある場合に限り、対象となる構成員の応募資格を審査し、運行協議会で協議のうえ、これを承認することがある。

3. 事業の継続が困難となった場合における措置

事業者は、事業期間内に経営状況の悪化等により事業の継続が困難となったと判断される場合、 事業撤退を希望する日の半年前までに本市へ申し出ること。

4. 疑義対応

覚書や事業協定書、各種要綱等の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は当該事業協定書等に規定する具体的措置に従う。

5. 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. その他

本事業は、本事業の実施に係る予算が議会で議決されることを前提とする。

7. 事務局

福岡市住宅都市みどり局都市計画部地域交通課(福岡市役所本庁舎4階)

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL 092-707-1064 (直通)

FAX 092-733-5590

E-mail chiikikotsu. HUPB@city. fukuoka. lg. jp